

令和3年度介護報酬改定対応 バージョンアップ前の注意・制限事項について



令和3年3月および4月のバージョンアップが完了するまでの、システム運用における注意・制限事項は下記の通りです。

1. 3月下旬のバージョンアップ完了までの注意・制限事項

注意  **令和3年4月以降の利用票・提供票やサービス計画は、3月のバージョンアップ完了後に作成してください。**
対象サービス | 居宅介護支援

現バージョンでは、報酬改定後の内容による利用票・提供票やサービス計画は作成できません。

！バージョンアップ前に作成した場合、利用票・提供票等の単位数や金額は、改定前の内容で計算・出力されます。

＜バージョンアップ前に4月分の利用票・提供票を作成する場合の注意点＞

バージョンアップ後に以下のシステム操作を行う必要があります。あらかじめご了承ください。

- ・バージョンアップ前に登録した4月分の利用票・提供票の見直し、再登録。
- ・バージョンアップ前に出力した帳票の再出力。【対象帳票】 利用票・別表／提供票・別表

※4月分の帳票をバージョンアップ前に出力・配布する場合は、誠に恐れ入りますが、改定前の内容で作成されている暫定版である旨を添えて配布いただくことをお勧めします。

制限  **令和3年4月以降の予定・実績は3月のバージョンアップ完了後に作成してください。**
対象サービス | 訪問介護・通所介護

現バージョンでは、改定後の内容による予定・実績は作成できません。

！バージョンアップ前に作成した場合、改定前の内容で計算・出力されます。

制限  **下記のマスタにおける令和3年4月以降の情報は、3月のバージョンアップ後に登録してください。**
・関連事業所マスタ ・契約事業所マスタ ・総合事業マスタのうち A2/A6/AF の情報
対象サービス | すべて

バージョンアップ前に登録やCSV取込した4月以降の情報は、バージョンアップ時に削除されます。

※総合事業マスタについて、A3/A4/A7/A8~AEはバージョンアップ前に登録しても差し支えありません。

2. 4月下旬のバージョンアップ完了までの制限事項

制限 令和3年4月以降提供分の**介護報酬請求**の処理は、4月のバージョンアップ後に行ってください。



対象サービス | すべて

現バージョンでは、改定後の単位数等による請求データ(給付管理票や介護給付費明細書、請求 CSV ファイル)は作成できません。

制限 令和3年4月以降の**利用料請求**の処理は4月のバージョンアップ後に行ってください。



対象サービス | 訪問介護・通所介護

現バージョンでは、改定後の金額による利用料請求書は作成できません。

令和3年度介護報酬改定対応 バージョンアップ前の準備



バージョンアップ後に速やかにシステム運用が行えるよう、下記のご準備をお願いいたします。

準備 **総合事業のサービスコード(単位数表マスタ CSV)の入手**



対象サービス | すべて ※総合事業サービスを提供している場合/総合事業の給付管理を行っている場合

介護報酬改定に伴い、各市町村提供のサービスコードが更新される見込みです。

市町村提供のサービスコード(単位数表マスタ CSV)が更新される可能性があるため、**各市町村のホームページなどで4月以降のサービスコードの更新情報を確認してください。**

※[総合事業マスタ]に取り込む「単位数表マスタ」の CSV ファイルは、各保険者(区市町村)のホームページなどで提供されています。見つからない場合は、各保険者の窓口へお問合せください。

※入手した単位数表マスタ CSV の、システムへの取込は、3月のバージョンアップ完了後に行ってください。
バージョンアップ前に取り込んだ情報は、バージョンアップ時に削除されます。